

浜田市告示第 8 号

浜田市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 2 月 20 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

浜田市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成 22 年浜田市告示第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「第 43 条の 2 第 2 項」を「第 44 条第 2 項」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 2 月 20 日から施行する。